

## 令和5年度 第9回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和5年12月8日（金）午後4時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 （17名）

出席者 （会長）吉 田 陽 一

（代理）戸 部 秀 悦

（委員）

1番 佐 藤 洋 介

2番 加 藤 和 洋

3番 伊 藤 淑 榮

4番 鈴 木 和 俊

5番 高 橋 郁 雄

6番 清 水 司

7番

8番 原 田 智 也

9番 鈴 木 孫 城

10番 武 田 一 雄

11番 三 浦 富 美 男

12番 佐 藤 正 樹

13番 目 黒 千 衣 子

14番 山 本 義 則

15番

16番 鈴 木 豊 則

17番 鈴 木 誠 孝

4. 欠席委員 (2名)

5. 農業委員会業務報告(11月分)

6. 報告事項

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第29号 農業委員の報酬上乗せ条例整備の要望について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖 徳

副事務局長 佐藤 秀 樹

局長補佐 鈴木 俊 市

10. 会議の概要

事務局長

ただ今から、令和5年度第9回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が3件であります。

なお、議案第29号については、10月の定例総会の折、ご説明させていただいた件であり、本日みなさまに直接お配りさせていただきました。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

先月は、事務局による農業者年金の不適切な事務処理問題により、皆様には緊急に開催した臨時総会への出席や、視察研修の中止など大変ご迷惑をお掛けしました。21日には副市長、事務局長と共に記者会見に臨み、マスコミにも経緯をご説明した次第であります。

今後は事務局と共に再発防止に努めてまいります。

また、農地パトロールにつきましては、総会の翌日開催という日程にもかかわらず、ご参加いただき、大変お疲れさまでした。

委員の皆様には、本日の議案等についてよろしく審議いただけるようお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。

本日は、7番 三浦栄子委員、15 番 伊藤賢一委員より欠席の届出が提出されており、出席委員は 19 名中 17 名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

議長一任。

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、1 番 佐藤洋介委員、2 番 加藤和洋委員にお願いします。

議 長

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐を指名いたします。

それでは、11月分の農業委員会業務報告を議題といたします。  
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

11月分の農業委員会業務について報告いたします。  
(別紙により報告)  
以上で終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

次に、報告第12号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第 12 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知について報告いたします。

解約件数は、12 件であります。

申請番号 1、土地の所在地は払戸字小堤下千間○番他 2 筆、計 3 筆、田計 9,189 m<sup>2</sup>、借受人は払戸字小堤下千間の A、貸出人は払戸字小堤下千間の B、解約理由は、貸し人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 11 月 13 日となっております。

申請番号 2、土地の所在地は脇本富永字東前田○番他 4 筆、計 5 筆、田計 5,155 m<sup>2</sup>、借受人は脇本富永字大倉の C、貸出人は脇本富永字東前田の D、解約理由は、貸し人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 11 月 13 日となっております。

申請番号 3、土地の所在地は脇本富永字飯ノ森○番他 12 筆、計 13 筆、田計 12,265 m<sup>2</sup>、借受人は脇本富永字飯ノ森の E、貸出人は脇本脇本字脇本の F、解約理由は、貸し人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 10 月 25 日となっております。

## 事務局

おります。

申請番号 4、土地の所在地は角間崎字新福田○番他 6 筆、計 7 筆、田計 4,957 m<sup>2</sup>、借受人は角間崎字家ノ下の G、貸出人は京都府の H、解約理由は、貸し人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 7 月 10 日となっております。

申請番号 5、土地の所在地は脇本百川字方丈田○番他 3 筆、計 4 筆、田計 4,124 m<sup>2</sup>、借受人は脇本百川字相ノ沢の I、貸出人は脇本百川字夏張の J、解約理由は、貸し人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 11 月 7 日となっております。

申請番号 6、土地の所在地は野石字五明光○番他 1 筆、計 2 筆、畑計 3,990 m<sup>2</sup>、借受人は山本郡三種町の K、貸出人は山本郡三種町の L、解約理由は、貸し人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 11 月 13 日となっております。

申請番号 7、土地の所在地は脇本百川字方丈田○番 1 筆、計 1 筆、田計 1,031 m<sup>2</sup>、借受人は脇本百川字夏張の M、貸出人は脇本百川字夏張の N、解

事務局

約理由は、貸し人の都合で、引渡年月日は令和5年11月17日となっております。

申請番号 8、土地の所在地は払戸字渡部〇番 1 筆、計 1 筆、田計 276 m<sup>2</sup>、借受人は八郎潟町の O、貸出人は払戸字小堤下千間の P、解約理由は、借り人の都合で、引渡年月日は令和5年11月17日となっております。

申請番号 9、土地の所在地は角間崎字新家ノ下〇番 1 筆、計 1 筆、田計 6,435 m<sup>2</sup>、借受人は角間崎字新家ノ下の Q、貸出人は角間崎字新家ノ下の R、解約理由は、借り人の都合で、引渡年月日は令和5年11月17日となっております。

申請番号 10、土地の所在地は脇本百川字方丈田〇番 8 筆、計 9 筆、田計 8,760 m<sup>2</sup>、借受人は角間崎字新家ノ下の S、貸出人は脇本百川字相ノ沢の T、解約理由は、借り人の都合で、引渡年月日は令和5年11月17日となっております。

事務局

申請番号 11、土地の所在地は男鹿中山町字アミダ沢○番 1 筆、計 2 筆、田計 8,619 m<sup>2</sup>、借受人は男鹿中中間口字堂田の U、貸出人は千葉県の V、解約理由は、借り人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 11 月 9 日となっております。

申請番号 12、土地の所在地は脇本富永字太田○番 9 筆、計 10 筆、田計 7,997 m<sup>2</sup>、借受人は福島県の W、貸出人は脇本脇本字脇本の X、解約理由は、貸し人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 11 月 20 日となっております

以上、12 件の合意解約通知の報告を終わります。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

16 番

(鈴木豊則委員) 申請番号 12 番について、受人が福島県の方になっているがどういう理由なのか。

事務局

実際の小作人であった受人の父親が亡くなったため、親族であり現在、福島県に住んでいる小作者の子である受人 W が代理として解約の申請を申請したためです。

16 番

(鈴木豊則委員)分かりました。

議 長

他に何かありませんか。

(異議なしの声あり)

それでは議事案件に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は、所有権移転が 4 件、使用貸借権の設定が 3 件です。

## 事務局

申請番号 1、土地の所在は払戸字大堤下千間〇番ほか 5 筆、計 6 件、地目は田、面積計 3,024 m<sup>2</sup>、譲渡人は潟上市の A、譲受人は払戸字小深見の B、渡し人の経営規模縮小による所有権移転となっております。土地の対価は総額 600,000 円であります。

申請番号 2、土地の所在は脇本百川字方丈田〇番 1 筆、計 1 件、地目は田、面積 1,031 m<sup>2</sup>、譲渡人は脇本百川字夏張の C、譲受人は脇本百川字夏張の D、農地の交換による無償譲渡となっております。

申請番号 3、土地の所在は脇本百川字方丈田〇番 1 筆、計 1 件、地目は田、面積計 1,031 m<sup>2</sup>、譲渡人は脇本百川字夏張の E、譲受人は脇本百川字夏張の F、農地の交換による無償譲渡となっております。

申請番号 4、土地の所在地は野石字五明光〇番 1 筆、計 1 筆、田 2,460 m<sup>2</sup>、譲受人は株式会社サズ、譲渡人は三種町の G、使用貸借権であります。

事務局

申請番号 5、土地の所在地は野石字五明光〇番他 1 筆、計 2 筆、田 4,797 m<sup>2</sup>、譲受人は株式会社サズ、譲渡人は三種町のH、使用貸借権であります。

申請番号 6、土地の所在地は野石字五明光〇番 1 筆、計 1 筆、田 3,990 m<sup>2</sup>、譲受人は株式会社サズ、譲渡人は三種町のI、使用貸借権であります。

申請番号 7、土地の所在は鵜木字大道下〇番 1 筆、計 1 筆、地目は田、面積 444 m<sup>2</sup>、譲渡人は東京都の J、譲受人は潟上市の K、渡し人の農地処分による所有権移転となっております。土地の対価は総額 10,000 円であります。

以上 7 件の農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

議案第 27 号について、何か質問等ございませんか。

2 番

(加藤委員) 申請番号7について、価格が総額 10,000 円というのは安すぎるが、理由をお聞きします。

事務局

当該農地は、住宅に隣接した農地であり、現在耕作されておらず荒れた状態であり、渡人Jは以前より農地の処分を検討しており、知り合いであった譲受人Kへ依頼し売渡することとなった。当初無償譲渡を検討していたが、購入者であるKの申し出により、無償ではなく 10,000 円となった。

2 番

(加藤委員) 了解した。

議 長

他に何か質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議案第 27 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第 28 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

今回は、所有権移転が 4 件、貸借権設定が 25 件であります。  
始めに所有権移転の説明をいたします。

申請番号 1、土地の所在地は角間崎字新福田○番他 6 筆、計 7 筆、田 4,957 m<sup>2</sup>、譲受人は角間崎字家ノ下のA、譲渡人は京都府のB、対価は総額 100,000 円となっております。

申請番号 2、土地の所在地は角間崎字新家ノ下○番 1 筆、田 6,435 m<sup>2</sup>、譲受人は角間崎字家ノ下のC、譲渡人は角間崎字家ノ下のD、対価は総額

事務局

2,500,000 円となっております。

申請番号 3、土地の所在地は脇本百川字方丈田○番他 8 筆 計 9 筆、田 8,760 m<sup>2</sup>、譲受人は角間崎字家ノ下のE、譲渡人は脇本百川字相ノ沢のF、対価は総額 3,066,000 円となっております。

申請番号 4、土地の所在地は脇本富永字太田○番他 9 筆、計 10 筆、田 7,997 m<sup>2</sup>、譲受人は脇本脇本字脇本のG、譲渡人は脇本脇本字脇本のH、対価は総額 2,397,000 円となっております。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議長

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

引続き貸借権設定の審議に入りますが、議事参与案件等がありますので申請番号 5.6.18 についてを先議いたします。

農業委員会法第 31 条の規定により 18 番戸部委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

(18 番戸部委員退席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号5の利用権設定を受ける者は、払戸字小堤下千間のI、利用権設定する者は払戸字小堤下千間のJ、貸付地は払戸字大堤下千間〇番 1 筆、計 1 筆、田 948 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号6の利用権設定を受ける者は、払戸字小堤下千間のK、利用権設定する者は払戸字小堤下千間のL、貸付地は払戸字小堤下千間〇番他 2 筆、

計3筆、田9,189㎡、新規、契約期間は令和5年12月15日から5年間、賃借料は10a当り米1俵であります。

申請番号18の利用権設定を受ける者は、払戸字小堤下千間のM、利用権設定する者は払戸字小堤下千間のN”、貸付地は払戸字大堤下千間○番他23筆、計24筆、田22,497㎡、再設定、契約期間は令和5年12月15日から5年間、賃借料は10a当り米1俵であります。

以上で説明を終わります。

議長

申請番号5及び6について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

暫時休憩いたします。

議 長

(18 番戸部委員着席)

再開いたします。

事務局より引き続き説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 7 の利用権設定を受ける者は、払戸字小堤下千間のO、利用権設定する者は払戸字小堤下千間のP、貸付地は払戸字大堤下千間○番他 4 筆、計 5 筆、田 4,838 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 8 の利用権設定を受ける者は、福川字起上ケのQ、利用権設定する者は払戸字小堤下千間のR、貸付地は福川字起上ケ○番他 8 筆、計 9 筆、田 9,736 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10 a 当り米 1 俵であります。

申請番号 11 の利用権設定を受ける者は、脇本富永字飯ノ森のS、利用権設定する者は脇本樽沢字岡谷地のT、貸付地は脇本富永字東前田○番他 5 筆、

事務局

計 6 筆、田 5,155 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 12 の利用権設定を受ける者は、脇本富永字飯ノ森の U、利用権設定する者は脇本富永字東前田の V、貸付地は脇本富永字東前田〇番他 4 筆、計 5 筆、田 5,155 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 4 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 13 の利用権設定を受ける者は、船越字草根の W、利用権設定する者は払戸字横長根の X、貸付地は船越字草根〇番他 4 筆、計 5 筆、田 5,362 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り米 2 俵であります。

申請番号 14 の利用権設定を受ける者は、脇本百川字夏張の Y、利用権設定する者は脇本百川字方丈田の Z、貸付地は脇本百川字方丈田〇番他 13 筆、計 14 筆、田 13,916 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年

## 事務局

間、賃借料は 10a 当り 10,000 円であります。

申請番号 15 の利用権設定を受ける者は、脇本百川字相ノ沢のA“、利用権設定する者は脇本百川字方丈田のB”、貸付地は脇本百川字方丈田○番他 5 筆、計 6 筆、田 6,186 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 16 の利用権設定を受ける者は、脇本富永字飯ノ森のC“、利用権設定する者は脇本脇本字頭名地のD”、貸付地は脇本脇本字名不知○番他 17 筆、計 18 筆、田 14,647 m<sup>2</sup>、畑 2,356 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 10 年間、賃借料は 10a 当り米 1 俵であります。

申請番号 17 の利用権設定を受ける者は、男鹿中山町字深田のE“、利用権設定する者は千葉県のF”、貸付地は男鹿中山町字アミダ沢○番他 2 筆、計 3 筆、田 12,583 m<sup>2</sup>、新規、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 3 年間、賃借料は 10a 当り 5,000 円であります。

事務局

これ以降は再設定の案件でありますので、契約の詳細は省略いたします。

申請番号 19 の利用権設定を受ける者は、脇本富永字飯ノ森のG“、利用権設定する者は秋田市のH”、貸付地は脇本脇本字九枚下り〇番他 22 筆、計 23 筆、田 18,899 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 3 年間であります。

申請番号 20 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のI“、利用権設定する者は払戸字渡部のJ”、貸付地は払戸字大堤下千間〇番他 17 筆、計 18 筆、田 17,733 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 21 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のK“、利用権設定する者は払戸字渡部のL”、貸付地は払戸字大堤下千間〇番他 5 筆、計 6 筆、田 6,099 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 22 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のM“、利用権設定す

事務局

る者は払戸字渡部のN”、貸付地は払戸字大堤下千間〇番他 11 筆、計 12 筆、田 11,915 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 3 年間であります。

申請番号 23 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のO“、利用権設定する者は払戸字渡部のP”、貸付地は払戸字大谷地〇番他 3 筆、計 4 筆、田 3,067 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 24 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のQ“、利用権設定する者は払戸字渡部のR”、貸付地は払戸字大谷地〇番他 3 筆、計 4 筆、田 3,035 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 25 の利用権設定を受ける者は、払戸字渡部のS“、利用権設定する者は宮城県のT”、貸付地は払戸字大堤下千間〇番他 4 筆、計 5 筆、田 4,096 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 3 年間であります。

申請番号 26 の利用権設定を受ける者は、払戸字小深見のU“、利用権設定

事務局

する者は船越字根木のV”、貸付地は払戸字中樋○番他 10 筆、計 11 筆、田 14,351 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 3 年間であります。

申請番号 27 の利用権設定を受ける者は、払戸字小堤下千間のW“、利用権設定する者は払戸字小堤下千間のX”、貸付地は払戸字小堤下千間○番他 4 筆、計 5 筆、田 3,649 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 28 の利用権設定を受ける者は、三種町のY“、利用権設定する者は三種町のZ”、貸付地は野石字五明光○番 1 筆、計 2 筆、田 4,203 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年間であります。

申請番号 29 の利用権設定を受ける者は、福川字起上ケのA“”、利用権設定する者は福川字福川のB”“、貸付地は野福川字萬五郎○番他 11 筆、計 12 筆、田 32,206 m<sup>2</sup>、再設定、契約期間は令和 5 年 12 月 15 日から 5 年間であります。

事務局

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明について質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議案第 29 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認し男鹿市長へ答申することにいたします。

次に、その他でなにかありませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和 5 年度第 9 回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和5年12月8日

男鹿市農業委員会

議	長	吉	田	陽	一		
署	名	委	員	佐	藤	洋	介
署	名	委	員	加	藤	和	洋
書	記	鈴	木	俊	市		